

前文、目的、個別の条文（大項目「男女共同参画」の部分まで）のタタキ台

（前文）

上越地域の市町村は、頸城の山々と高田平野の水と緑に恵まれた四季折々の美しい自然に抱かれ、こまやかな人の心と文化をはぐくみながら、それぞれの歴史を刻み、栄えてきました。

しかし、近年の少子高齢化の急速な進展と地方分権に向けた歩みは、住民に最も身近な基礎自治体としての市町村と住民自治の在り方を今一度考える契機となりました。

私たち上越地域の14市町村の住民は、この新たな時代の幕開けを地域の新たな飛躍への希望と捉えて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成17年1月1日、新たな上越市を出発させました。

新しい上越市は、これまで私たちがそれぞれ歩んできた歴史とはぐくんできた文化、そして恵まれた自然を地域資源として大切にしながら、一つのまちとして、ともに支えあって、みんなが安全に安心して快適に暮らせるまちを私たち自らの手で作り上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが、郷土愛の意識やお互いを理解し、人を大切にする心をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、私たちの生活に最も身近なところで行われる行政運営に参画し、行政と協働でまちづくりを進めていくことが必要です。

このような認識を共有し、私たちがまちづくりの主体となって自主自立のまちづくりを進めるための住民自治の最も基本的なルールとしてこの条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、本市における住民自治の基本的な理念と住民自治に関する基本的な事項を明らかにし、もって、市民が主体となる自主自立のまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

各号 略

（基本理念）

第 条 まちづくりは、市民一人ひとりが自ら考え、市民参加、市民参画及び協働の下、市民が主体となって推進しなければならない。

(市民参加及び市民参画の原則)

第 条 市民は、誰でもまちづくりの主体としていつでも市民参加及び市民参画をすることができる。

2 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに関心を持ち、まちづくりに対する意識を高めるように努めなければならない。

3 市及び議会は、市民の市民参加及び市民参画の権利を保障するとともに、これらに関する制度を市民に分かりやすい制度とするよう努めなければならない。

※ 個別の条文にそれぞれ規定するのと、市の責務、市民の役割として、まとめた方が分かりやすいのかを今一度、議論する必要あり。

(協働の原則)

第 条 協働は、市民は、市及び議会と対等な関係の下、行われなければならない。(※定義からすると疑問有)

2 市民、市及び議会は、それぞれの責務及び役割を明確にするとともに、相互の信頼関係の構築及び向上に努めて、まちづくりを推進しなければならない。(※_____線部は、この条例で明らかにされるのに規定することはおかしいのではないか。)

(まちづくりの理念)

第 条 まちづくりは、地域の助け合いの精神の下、あらゆる市民が安全で安心な暮らしができるようにすることを基本として行われなければならない。

第 条 まちづくりは、各地域の特色をいかすとともに、全市的な視点での各地域の平等に配慮することを基本として行われなければならない。

第 条 まちづくりは、あらゆる差別を許さず、市民一人ひとりの人権を尊重し、お互いを人として認め合うことを基本として行われなければならない。

2 まちづくりは、高齢者、子ども、障害を有する者その他暮らしていく上で社会的な支援を必要とする者を地域で守ることを基本として行われなければならない。

第 条 まちづくりは、男女平等の精神の下、男女共同参画の保障を基本として行われなければならない。

※ 理念と目的・目標をきちんと整理して規定した方が分かりやすくなるのではないか。